

地方の道路整備の促進及び財源の確保を求める意見書

徳島県は、四国三郎「吉野川」をはじめとする豊かな自然、四国八十八箇所等の伝統と文化など、すばらしい地域資源を有し、この魅力や個性を活かし、すべての県民が誇りと豊かさを実感できる地域づくりを進めてきている。

この地域づくりの基盤となる道路整備については、厳しい財政状況の中でも懸命に取り組んできたところである。

しかしながら、本県は、急峻な地形や大河川の存在、台風常襲地帯といった厳しい自然条件のため、道路整備は大きく立ち遅れたままであり、自動車交通に依存せざるを得ない県民の生活や社会・経済活動に著しい影響を与えているところである。

こうしたなか国においては、道路特定財源制度の見直しが進められているが、このままでは、地方の道路整備がますます遅れ、都市部との地域間格差が一層、拡大することが危惧される。

国におかれては、地方における道路整備の高いニーズや受益者負担の趣旨を十分に踏まえ、地方の道路整備が遅れることがないように、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 1 道路特定財源制度の見直しにあたっては、地方の生活者の声や道路整備の実状を十分に踏まえるとともに、地方の道路整備に必要な財源を安定的に確保すること。
 - 2 厳しい財政状況にある地方において、道路整備が推進できるよう、地域間格差是正の観点から、整備の遅れている地方への道路予算の重点配分及び地方負担の軽減に配慮すること。
 - 3 地域間の交流促進や地域の競争力を向上させるため、「四国8の字ルート」を形成する四国横断自動車道等の早期完成を図ること。
 - 4 南海・東南海地震等への防災対策や地域の医療・福祉サービス等を支え、集落の孤立予防にも資する「命の道」の早期整備を図ること。
 - 5 高速道路ネットワークの機能強化を図るため、本州四国連絡道路や徳島自動車道等の高速道路について、通行料金を引き下げるなど、さらに利用しやすい料金体系の実現を図るとともに、暫定2車線区間の解消を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月16日

徳島県議会議長 北 島 勝 也